

# 東京都社会福祉協議会 介護福祉士等修学資金 よくある問い合わせ【申込編】

2022.02

## 【申込時】

1	Q	申込者の年齢が高い場合、貸付は可能か。
	A	申込者は、 <b>65歳までに返還免除対象業務への従事による返還免除を受けられることが望ましい。</b> ※福祉施設等においては、定年年齢(継続雇用制度も含め)を65歳としているところが多く、その年齢を越えて返還免除対象業務に従事することが難しい状況にあるため
2	Q	離職者訓練による介護福祉士訓練の受講生は、貸付対象となるか。
	A	対象とならない。本事業は、養成施設への就学及び専門性の高い人材の福祉・介護分野への参入を促進する観点から講ずるものであり、また、養成施設への就学に関し、他の国庫補助事業等を活用している者を貸付対象とすることは適当でないとされている。
3	Q	個人の連帯保証人に所得制限はあるか。
	A	無収入の方や生活保護受給者を連帯保証人とすることはできない。 ※生活保護基準以上の収入があることが望ましい。
4	Q	高齢な者を連帯保証人とすることは可能か。
	A	連帯保証人は、申込者が <b>返還免除対象業務への従事による返還免除を受ける時に、85歳未満であることが望ましい。</b> 要件を満たす別の者を連帯保証人としていただきたい。
5	Q	生活福祉資金や母子及び父子福祉資金(旧・母子福祉資金)との併給は可能か。
	A	貸付目的が同じ場合、併用することはできない。
6	Q	日本学生支援機構の「貸与型奨学金」や、日本政策金融公庫の教育ローン、自治体が独自に実施する奨学金との併給は可能か。
	A	併用した際の借入総額が <b>修学費用の総額を上回らない範囲内で貸付が可能</b> となっている。
7	Q	高等教育の修学支援新制度における「授業料等減免」の対象となる場合、介護福祉士等修学資金は貸付対象となるのか。
	A	授業料等減免の支援対象となる大学等において、学則に定める授業料、入学金から個々の所得要件に応じた減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合に限り、貸し付けることとする。 (1)入学金について 減免後の入学金の自己負担額の範囲において、「入学準備金200,000円」を上限に貸付が可能。 (2)授業料等について 減免後に自己負担額が生じた場合のみ、授業料およびその他修学費用については、介護福祉士修学資金等の貸付金額上限額内で貸付が可能。
8	Q	日本学生支援機構の給付型奨学金を利用する場合、介護福祉士修学資金は貸付対象となるのか。
	A	給付型奨学金は、学生が学業に専念するために、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう具体的な使途を問わず措置されるものである。よって、給付型奨学金と支援内容が重複する介護福祉士修学資金等の貸付における「生活費加算」は対象外となるが、それ以外については、貸付対象となる。
9	Q	修学資金(特に入学準備金)について、4月以降に貸付決定し、遡って借入することは可能か。
	A	4月以降に貸付決定を行った場合、4月から貸付決定までの間の取扱いについては、 <b>同年度内に限り</b> 、遡及して貸付対象とすることができる。ただし、生活費加算については、遡及しての貸付対象とすることはできない。
10	Q	通信課程の学生も貸付対象となるが、働きながら通信課程を受講するケースが多いと考えられる。そういった場合においても、就職準備金を借り受けることができるか。
	A	働きながら通信課程を受講する者は、就職準備の必要がないため、就職準備金の貸付を行うことは適当でないが、他の福祉施設・事業所に転職等を希望する場合には貸付が可能である。但し、 <b>転職を希望していた者が、資格取得後転職しなかった(できなかった)場合には就職準備金を返還</b> いただく。